

「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の
一部を改正する条例（案）」に対する県民意見募集の結果

1 実施期間と結果

- (1) 意見募集の期間 令和6年12月12日（木）～令和7年1月10日（金）
- (2) 意見の件数 1件（1名）

2 御意見と県の考え方

御意見（概要）	県の考え方
民生委員の制度は見直すべきであり、強制的に選ばれるのにボランティアと呼ぶのは適切ではない。 実際にやる人がいない理由を考 えるべきであり、委託料を支払うこ とで参加者が増えるのではないか。 お金を支払わずに続ける場合は、 民生委員制度自体を見直すか、拒否 権を認めるべきである。	民生委員は住民からの相談に応じ、必要な支援を 受けられるよう、地域の人や専門機関への「つなぎ 役」として重要な役割を担っています。 また、民生委員法に基づき給与の支給はありません が、活動に必要な費用については、実費支給され ています。 一方、定年年齢の延長や過疎化・高齢化する地域 における適任者の不足等により、なり手不足が生じ ています。 県においては、市町や関係団体と連携し、民生委 員の負担を軽減するための環境整備を行うとともに、 活動費の増額を国に提案する等、民生委員の活 動支援及びなり手不足の解消に取り組んでまいり ます。